

江刺上餅田地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和3年9月30日	—
対象地区名(地区内の集落名)		
江刺上餅田地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	89.31	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	48.29	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	7.01	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.64	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.90	ha
(備考)		
字上苗代沢、下苗代沢、反町、中堰、橋本の一部		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後、高齢化等により耕作ができなくなる農地が増加すると思われることから、新規認定農業者等農地の受け手を育成することが必要である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基盤整備済の農用地区域については、農地中間管理事業等を活用しながら農業法人を含めた中心経営体への農地集約を進める。

中山間地域においては、中山間直接支払取組集落等と連携して集落で除草作業等を行いながら、中心経営体が農地集約を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
基盤整備済地区を中心に農地中間管理機構の活用により、個人の担い手を含めた中心経営体への農地集積及び集約化を図る。	
(2) 耕作放棄地の解消・再生利用	
多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金等日本型直接支払制度を活用し、集落全体で遊休農地の増加防止に努めるほか、地区内の状況を調査しながら草刈りや伐採作業等に取り組む。	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法 人
① 認定農業者	1 人	2 法人
② 認定新規就農者	0 人	0 法人
③ 集落営農組織	1 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	0 人	0 法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	40.46 ha	89.31 ha	45 %
今後	50.36 ha	89.31 ha	56 %